

議案第 6 5 号

職員の給与に関する条例及び和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

職員の給与に関する条例及び和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

職員の給与に関する条例及び和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第 1 7 条の 2（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分の 1 1 2 . 5</u> （管理職手当を受ける職員にあっては、 <u>1 0 0 分の 9 2 . 5</u> ）を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>1 0 0 分の 1 1 2 . 5</u> 」とあるのは「 <u>1 0 0 分の 6 2 . 5</u> 」と、「 <u>1 0 0 分の 9 2 . 5</u> 」とあるのは「 <u>1 0 0 分の 5 2 . 5</u> 」とする。 4～6（略）	(期末手当) 第 1 7 条の 2（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u> （管理職手当を受ける職員にあっては、 <u>1 0 0 分の 1 0 7 . 5</u> ）を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u> 」とあるのは「 <u>1 0 0 分の 7 2 . 5</u> 」と、「 <u>1 0 0 分の 1 0 7 . 5</u> 」とあるのは「 <u>1 0 0 分の 6 2 . 5</u> 」とする。 4～6（略）

第 2 条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第17条の2 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u> (管理職手当を受ける職員にあっては、<u>100分の100</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。 4～6 (略)	(期末手当) 第17条の2 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u> (管理職手当を受ける職員にあっては、<u>100分の92.5</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。 4～6 (略)

(和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u> (管理職手当を受ける職員にあっては、<u>100分の92.5</u>) 」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。 3・4 (略)	(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u> (管理職手当を受ける職員にあっては、<u>100分の107.5</u>) 」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。 3・4 (略)

第4条 和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u> (管理職手当を受ける職員にあっては、<u>100分の100</u>) 」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。 3・4 (略)	(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第17条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u> (管理職手当を受ける職員にあっては、<u>100分の92.5</u>) 」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。 3・4 (略)
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月24日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

職員の期末手当の支給割合を改正したいので、地方公務員法第24条第5項並びに地方自治法第96条第1項第1号及び第204条第3項の規定により、この案を提出するものである。